

令和8年度京都府光化学反応による大気汚染緊急時対策の概要

実施期間	令和8年5月1日（金）～ 令和8年9月30日（水）									
対象地域	京都市地域	京 都 市								
	乙訓地域	向日市、長岡京市、大山崎町								
	宇治地域	宇治市、城陽市、久御山町								
	綴喜地域	八幡市、京田辺市、井手町								
	相楽地域	木津川市、精華町								
	以上8市4町									
発令基準	発令区分	発 令 基 準								
	注 意 報	オキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm 以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。								
	警 報	オキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm 以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。								
	緊急警報	オキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm 以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。								
監視体制	①常時監視網(18局)によるオキシダント濃度の測定及びデータの収集を行う。 ②京都地方気象台から必要な気象情報の収集を行う。 ③近隣府県における緊急時発令状況及びオキシダント濃度に係る情報収集を行う。									
発令の周知	①報道機関及び市町等の協力を得て住民への周知を図る。 ②府関係機関及び各市町教育委員会等を通じて、小中高等学校、幼稚園及び保育所関係者に周知を図る。									
発令時対策	①大規模工場等に対し、燃料使用量、VOC排出量の削減を要請する。 ②自動車の利用者等に対し、不急の自動車の運行を自粛するよう関係機関を通じて協力を求める。									
被害状況の把握と対策	①光化学大気汚染が原因とみられる被害が発生した旨の通報を受けた府保健所、市町、その他関係機関は、直ちに府環境管理課へ内容を報告する。(京都市以外の市町は保健所を経由) ②被害が拡大する恐れがある等の場合には、必要に応じて被害対策班を編成し、被害発生状況調査等を行うとともに、医療機関等に対し協力要請する。									
過去の状況	年度別注意報発令日及び被害訴え者数									
	年 度	29	30	令和 元	2	3	4	5	6	7
	発令日数	1	2	2	2	0	0	1	0	1
被害の訴え者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警報の発令は昭和47年8月に1日、緊急警報の発令はこれまでない。										

(参考)

大気汚染防止法（以下「法」という。）において、光化学オキシダント濃度が高くなり、被害が生じるおそれがあるときは、都道府県知事が注意報等を発令し、報道、教育機関等を通じて、住民、工場・事業場等に対して情報の周知徹底を迅速に行うこととなっている。

また、この際、原因物質の排出削減のため、工場・事業場等に対しては、ばい煙や揮発性有機化合物（VOC）排出量の削減について、自動車の使用者に対し、運行の自主的制限について、それぞれ協力を求めることとなっている。（法第23条）

《京都府光化学反応による大気汚染緊急時対策要綱及び同要領に基づき、対策を実施。》

1 年度別注意報等発令日数及び被害訴え者数（平成28年度以降）

年度	発令日数 (京都市)	第1号 発令日	最 終 発令日	発令日の村外最高濃度		被害訴え者数 ※
				濃度(ppm)	月 日(時)	
平成 28	0 (0)	—	—	—	—	0
29	1 (0)	5/30	5/30	0.139	5/30(14)	0
30	2 (1)	6/25	7/17	0.132	6/25(14)	0
令 元	2 (2)	5/25	5/26	0.128	5/26(13,14)	0
2	2 (0)	8/19	8/20	0.140	8/19(16,17)	0
3	0 (0)	—	—	—	—	0
4	0 (0)	—	—	—	—	0
5	1 (1)	5/17	5/17	0.124	5/17(15)	0
6	0 (0)	—	—	—	—	0
7	1 (0)	7/2	7/2	0.131	7/2(15)	0

■：最も早い日 □：最も遅い日 ※府環境管理課が把握している人数

2 月別発令日数（過去10年間・平成28年度から令和7年度）

	5月	6月	7月	8月	9月	合 計
発生日数	4	1	2	2	0	9

3 令和7年度光化学スモッグ注意報の発令状況等

(1) 緊急時体制実施期間

令和7年5月1日 ~ 令和7年9月30日（5箇月間）

(2) 注意報発令等

1日（令和7年7月2日 15:10~17:40 乙訓、宇治、綴喜、相楽地域）

休日監視体制を執った日は、2日（6月21日（土）、7月5日（土））